8 貸付決定後

❶ 貸付決定後に必要な書類

次の方について、借用書への署名・捺印と印鑑登録証明書の提出が必要となります（未成年の方の印鑑登録証明書の提出は不要です）。

① 借受人
② 連帯借受人
③ 親権者（借受人が未成年の場合。両親に親権があれば父母のどちらも。外国籍の方も必要です）
④ 連帯保証人（設定している場合のみ）

❷ 借用書について

- 借用書に必要事項を記入・捺印の上、印鑑登録証明書を添付して区市町村の社会福祉協議会に提出してください。本人口座に送金の場合は、「貸付金振込依頼書」も提出していただきます。
 ※ 借受人・連帯借受人・親権者が外国籍で、通称名のある方は、本名と通称名の両方でご署名いただきます。
- **借用書に記入していただく住所、氏名の表記及び捺印された印鑑の印影は、添付していただく印鑑登録証明書と一致することが必要です。印鑑登録証明書の記載通りに正確に記入し、よく確認の上、提出してください。**
 ※ 不備がある場合は、お書き直しいただく必要があり、送金が遅れることがあり得ますので、十分にご注意ください。

❸ 送金について

- 借用書の記載内容及び添付書類等を確認した上で、初回送金（単年度貸付含む）は一括で送金し、複数年度にわたる貸付の2回目以降の送金は分割して送金します。
- 大学等の学費貸付における初回貸付終了後、卒業までの期間、在学（進級）確認を行います。区市町村社会福祉協議会が指定した期日までに在学証明書等をご提出ください。ご提出されない場合は、在学していないと判断し、償還を開始します。
- 複数年度にわたる貸付における送金時には、毎年2回（4月、9月）、在学証明書により在学状況を確認したり、世帯状況や高等教育の修学支援新制度に関わる支援区分の確認を行います。必要な確認ができない場合は、送金を行うことができません。

❹ 返済（償還）

- 学校卒業後、6ヶ月の据置期間を経て返済（償還）が始まります。
 ※ ただし、貸付決定を行った当該の学校を途中で退学・休学・留学するなど、何らかの理由で貸付契約が終了した場合は、その6ヶ月後から返済が始まります。
- 卒業後、さらに上級学校に進学する場合には、世帯の状況により、その間の償還を猶予することができます。区市町村社会福祉協議会にご相談ください。
- 返済方法は元利均等の月賦返済です。原則として金融機関からの口座引き落としをご利用いただきます。
- 貸付決定時に定め、借用書に記載されている返済期間・回数で返済していただく必要があります。返済期限を過ぎても返済が完了しない場合、残元金に対して3%の延滞利子が発生します。

9 相談から返済完了までの相談窓口

この資金についてのご相談を受け、返済完了まで相談支援させていただく窓口は、お住まいの地域の区市町村社会福祉協議会です。返済完了までに世帯・収入・進路状況の変化や住所等の連絡先に変更があった場合、返済が難しくなった場合等は必ず連絡・相談してください。

相談窓口

2025.4（発行部数18,000）